



# 被扶養者現況調査のお願い

厚生労働省より毎年実施を義務付けられている被扶養者の現況確認を実施いたします。来年1月に対象となる方の「被扶養者現況報告書」を事業所あてに配付いたしますので、新年早々恐縮ではございますが、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

## 【現況報告書についてのお知らせとお願い】

- 対象者は、昭和34年4月2日～平成13年4月1日生まれの方です。  
※ 令和7年4月1日以降に被扶養者認定された方は除きます  
(平成13年4月2日～平成20年4月1日生まれの被扶養者の方については、令和8年3月頃にあらためて現況確認を実施予定です。)
- 現況報告書は被保険者ごとに封入していますので、該当する被保険者の方にお渡しください。
- 「現況報告書確認リスト」を同封いたしますので、被保険者より提出される現況報告書の記載内容および添付書類の確認をお願いします。

### 提出期限 令和8年2月20日(金)

※ 期限までに提出が無い場合は、引き続き被扶養者として認定することが出来なくなりますので、ご注意ください。

※ 必要な書類については裏面をご確認ください。



# 確認書類について

添付いただく確認書類は下記をご参考ください。

学生の方は下記に加え、学生証または在学証明書を添付してください。

なお、確認書類はいずれもコピーにてご提出お願ひします。

## 【収入のある被扶養者】

### ① 就労している方(学生含む)

令和7年の源泉徴収票と直近1ヶ月分の給与明細書、または直近6ヶ月分の給与明細書

### ② 年金受給の方

年金受給額通知書・受給額の分かる年金定期便等

【老齢・障害・遺族・共済・企業年金(基金)・確定拠出年金・生保等個人年金など受給中の年金すべて】

### ③ その他収入のある方

収入の確認できる書類 【例】所得証明・確定申告書1表と2表および損益計算書(青色申告決算書)

※ 人手不足に伴う一時的な収入の増加により130万円(60歳以上および障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は180万円)を超える場合は、上記書類の他に、「一時的な収入変動に係る事業主の証明」と「給与明細書6ヶ月分」を添付してください。(証明書については被扶養者の勤務先にご確認ください)

※ 年金を受給しながら就労している場合は、①と②の両方をご提出ください。

## 【被保険者と別居の被扶養者】

直近3ヶ月分の被保険者からの送金額等が確認できるもの

【例：金融機関からの送金伝票・現金書留の控え・通帳の履歴等】

## 【収入のない被扶養者】

確認書類は不要です。現況報告書の「収入なし」の欄にを記載のうえ提出してください。

※ 詳細確認のため、上記に加え、追加書類の提出をお願いすることがあります。

ご多忙中のところお手数をおかけしますが、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

お問合せ先 大阪府貨物運送健康保険組合

適用課 TEL 06-6965-4051

